

津市立幼稚園利用者負担額

参考3

H30. 3. 31

單位：円

		階層区分 (市町村民税額は前年度分) ※9月分以降は当年度分	利用者負担額																		
			平成27年4月1日入園			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A	1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3		その他世帯	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0
C	4	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5		その他世帯	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0
	6	市町村民税所得割課税額 61,601円未満	ひとり親世帯等	3,000	0	0	3,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0
	7		その他世帯	6,000	3,000	0	6,100	3,050	0	5,800	2,900	0	5,800	2,900	0	5,800	2,900	0	5,800	2,900	0
	8	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	3,000	0	0	5,200	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0
	9		その他世帯	6,000	3,000	0	7,000	3,500	0	7,700	3,850	0	8,400	4,200	0	9,000	4,500	0	9,600	4,800	0
D	10	市町村民税所得割課税額 143,101円未満		6,000	3,000	0	7,300	3,650	0	8,600	4,300	0	9,900	4,950	0	11,200	5,600	0	12,500	6,250	0
	11	市町村民税所得割課税額 211,201円未満					7,600	3,800	0	9,200	4,600	0	10,800	5,400	0	12,400	6,200	0	14,000	7,000	0
E	12	市町村民税所得割課税額 211,201円以上					8,300	4,150	0	10,600	5,300	0	12,900	6,450	0	15,200	7,600	0	17,600	8,800	0

平成27年4月1日に認定された子どもについては、修了時まで平成27年4月1日入園の利用者負担額となります。

平成27年4月2日以降に認定された子どもについては、入園した年度内は、当該年度の利用者負担額となりますが、次年度は、次年度の利用者負担額となります。

対象児童の数え方は、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に第1子、第2子と数えます。

ただし、市町村民税所得割課税額77,100円以下の階層については、子どもの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に第1子、第2子と数えます。